

議案第 15 号

日野町国民健康保険条例の一部改正について

日野町国民健康保険条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成 30 年 3 月 7 日提出

日野町長 塚 田 淳 一

日野町国民健康保険条例の改正が必要な理由と概要

1 背景及び趣旨

国民健康保険制度改革により、都道府県が当該都道府県内の市町村とともに国民健康保険の運営を担い、財政運営の中心的役割を果たすこととなった。これに伴い国民健康保険運営協議会を都道府県にも設置するとともに、国民健康保険法上の市町村国保運営協議会の名称が変更されたため、該当条例を改正する。

2 改正内容

第2条中「日野町国民健康保険運営協議会」を「日野町の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改める。

3 附則

平成30年4月1日から施行する。

日野町国民健康保険条例の一部を改正する条例
日野町国民健康保険条例(昭和45年日野町条例第33号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(委員の定数) 第2条 <u>日野町の国民健康保険事業の運営に関する協議会</u>(以下「協議会」という。)の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。 (1)～(3) 略</p>	<p>(委員の定数) 第2条 <u>日野町国民健康保険運営協議会</u>(以下「協議会」という。)の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。 (1)～(3) 略</p>

附 則
この条例は、平成30年4月1日から施行する。